基発第０７０２００４号
平成１４年７月２日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和５７年５月１１日付け基発第３２６号－１通達により取り扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年８月１日以降の施術に係るものから適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

別添

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（平成１４年８月１日以降の施術）

<table>
<tr><td colspan="3">初検料</td><td>2,250円</td><td>注　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。
ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する</td></tr>
<tr><td colspan="3">往療料</td><td>2,250円</td><td>注１　往療距離が片道２キロメートルを超えた場合は２キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算する。
２　夜間往療については、所定金額（注１による加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。
３　２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">施術料</td><td rowspan="2">はり・きゅう</td><td>１術の場合</td><td>１日１回限り
2,500円</td><td rowspan="2">注　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</td></tr>
<tr><td>２術（はり・きゅう併用）の場合</td><td>１日１回限り
3,930円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">マッサージ</td><td>マッサージを行った場合</td><td>１日１回限り
2,500円</td><td>注　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</td></tr>
<tr><td>温罨法を併施した場合</td><td>１回につき
100円加算</td><td></td></tr>
<tr><td>変形徒手矯正術を行った場合</td><td>１肢につき
520円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">はり又はきゅうとマッサージの併用</td><td>１日１回限り
3,930円</td><td>注　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気・光線器具による療法</td><td>１日１回限り
550円加算</td><td>注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器に限る。）を使用した場合に算定する。
ただし、１日に２回以上又は２種類以上の電気・光線器具を使用しても１回として算定する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">休業証明料</td><td>１件につき
2,000円</td><td>休業（補償）給付請求書における証明</td></tr>
</table>